

第4章 障がい者施策の展開

基本目標1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現

1. 障がい者理解・地域支援の推進

(1) 障がい者理解・啓発活動の推進

基本方針

共生社会実現のためには、障害や障がいのある人を正しく理解し認識することが大切であり、障がいのある人の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がいのある人も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

【個別施策】

① 情報提供ツールを活用した理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
多様な障害に対する理解を深めるとともに、それぞれの障害の特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、町の広報紙やホームページ、啓発用リーフレット等を活用します。また、障害者週間、発達障害啓発週間などの啓発期間においては、啓発パネルの展示等を行い、理解促進を図ります。	福祉課

② 地域組織への理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自治会及びその他住民組織等に対し、障害及び障がい者理解の必要性について周知を図り、理解啓発に向けた講話や研修会、講演会等の開催に取り組めます。	福祉課 (社会福祉協議会)

③ 交流活動による理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町のイベントや行事等において、町内のサービス事業者及び関係団体等と連携して障がいのある人の参加促進を図り、障がいのある人の日頃の活動の発信や他の参加者との接点を確保するなどにより、理解・啓発が図られるよう取り組みます。	福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)

(2)差別解消・合理的配慮の普及啓発**基本方針**

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

【個別施策】**①行政サービスにおける差別解消の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害者差別解消法の周知を図るとともに、職員等に対して障害に関する理解を促進するため必要な研修等を実施し、窓口等における配慮の徹底を図ります。	福祉課 総務課

②【新規】行政サービスにおける DX の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
「電子申請」や「書かない窓口」などの取組により、行政窓口における障がいのある人の利便性向上を図るとともに、障害特性に応じたICT技術の活用を推進します。	情報政策課 福祉課 住民課 子ども家庭課 保健衛生課 税務課

③事業者への差別解消の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者（企業や店舗、福祉事業者など）における障害を理由とする差別の解消について、国から示された「対応指針」「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」等に基づき、普及啓発に取り組めます。	福祉課 経済振興課

④地域への差別解消の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
差別による障がいのある人や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がいのある人との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、町の広報紙やホームページによる啓発のほか、ポスターの掲示、リーフレットの配布など、多様な手段により、障がいのある人も含め広く地域への普及啓発に取り組みます。	福祉課

⑤選挙における配慮の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の参政権を保障するため、障がいのある人が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや手助けを行なう職員の配置等必要な配慮を行います。また、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保するために、状況に応じて、郵便等による不在投票の実施及びその他必要かつ合理的な配慮に努めます。	選挙管理委員会

(3)地域による支え合いの推進**基本方針**

障がいのある人やその家族が身近な地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、福祉の支援を必要とし、公的なサービスのみでは支えることができない生活課題に対し、その解消や軽減等が図られるよう、ニーズに即したボランティア活動や住民参加による地域支援体制づくりを進めます。

【個別施策】**①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援のニーズを相談業務等を通して把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、ニーズに即したボランティアの確保と活動の推進に取り組みます。	福祉課 (社会福祉協議会)

②地域支え合い活動の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題に対し、公的支援とともに地域における支え合いの中で、支援に向けた取り組みが進むよう、社会福祉協議会と連携を密にするとともに、自治会や住民組織等と連携し、地域の人材等社会資源の活用促進を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会)

③【新規】障がい者関係団体の活動支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
当事者団体や自助グループ、家族会などの障がい者関係団体を通じた支え合いや地域との関わりが、障がいのある人の自立やその家族の支援に大切であることから、障がい者関係団体の活動周知や支援者との連携を支援します。また、活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動支援に努めます。	福祉課

(4)権利擁護・虐待防止の推進**基本方針**

障がいのある人もない人と同じ権利人権を有し、等しく権利人権が守られるよう、障がいのある人やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組みます。

【個別施策】**①成年後見制度等と成年後見利用支援事業¹⁴の普及・啓発**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、成年後見制度の利用支援事業の周知並びに充実を図ります。 また、日常生活自立支援事業と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を生かして総合的な権利擁護支援が行えるよう、関係機関との相互連携強化を進めていきます。	福祉課 (社会福祉協議会)

②【新規】成年後見制度利用促進に向けた体制整備

取り組み内容	担当課 (関係機関)
成年後見制度利用促進法第14条に基づき、地域連携ネットワーク体制(中核機関並びに協議会の設置等)の構築に向け、庁内関係部署と連携します。	福祉課 (社会福祉協議会)

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人への虐待対応においては、虐待防止センターを中心に庁内関係部署、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に取り組みます。	福祉課 子ども家庭課

¹⁴ 成年後見利用支援事業

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に保護し、支援するための制度です。成年後見利用支援事業は、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、申立て費用や後見人等への報酬の助成を行う事業です。北谷町では平成29年度(2017年度)より、「町長による審判申立を行う者」から「助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難となる者」に助成対象者を拡大しています。

④消費者被害に対する相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センターや警察等の関係機関と連携したトラブル解決を支援します。	福祉課 経済振興課

⑤虐待防止に関する広報啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、地域全体への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や住民の通告義務等について周知を図ります。 サービス事業所における虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるために、事業所への学習会等を開催します。	福祉課

2. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

基本方針

障がいのある人の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がいのある人の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

【個別施策】

① 広報手段を活用した情報提供の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害福祉に関する情報を、町の広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等多様な広報手段を活用して提供するとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。	福祉課

② ウェブアクセシビリティの向上

取り組み内容	担当課 (関係機関)
ホームページによる情報提供にあたっては、障がいのある人が情報を取得しやすいよう、音声読み上げ機能や文字拡大機能、画面の背景色変更機能、ふりがな機能を維持するほか、本町の障がいのある人のニーズを踏まえて、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。	町長室

③ 難病患者へのサービス等周知の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がってきており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、サービス利用に関する制度等について、広報活動による周知や相談窓口来訪時等で周知を図ります。	福祉課

(2)意思疎通支援の充実**基本方針**

障がいのある人の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、コミュニケーションが困難な障がいのある人への意思疎通のための支援の充実に取り組みます。

【個別施策】**①意思疎通支援事業の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。また、タブレット端末を活用した意思疎通支援を行います。 要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。	福祉課

②手話奉仕員等養成研修事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人の意思疎通を図る人材を養成するために、手話奉仕員等養成講座及びステップアップのための現任研修を開催します。	福祉課

③情報・意思疎通支援用具の給付

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による、情報・意思疎通支援用具の給付を行います。	福祉課

④軽度・中等度難聴児補聴器購入等費助成事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入・修理費用の一部助成を行います。	福祉課

3. 住みよい環境づくりの推進

(1)外出・移動支援の推進

基本方針

障がいのある人が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がいのある人の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

【個別施策】

①公共施設のバリアフリーの推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、バリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がいのある人や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。 既存の公共施設のバリアフリーについては、施設管理者や地域住民、障がいのある人などからの要請を踏まえて、必要な改修・改善に取り組みます。	土木課 都市計画課 施設管理担当課

②わかりやすい案内表示の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障害の特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がいのある人にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。	施設管理担当課

③【新規】バリアフリー対応型信号機等の整備促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
音響式信号機や青延長用押ボタン付き信号機、歩行者等支援情報通信システム(PICS)¹⁵等、障がいのある人に配慮した機器等の設置について、必要に応じて検討を行い、警察署に要望していきます。	基地・安全対策課

¹⁵ 歩行者等支援情報通信システム(PICS)

Pedestrian Information Communication の略で、専用端末又は白杖用反射シートを使用し、歩行者用信号の状態を音で知らせたり、歩行横断時の青時間を延長したりして視覚障がいのある人、高齢者等の安全を支援し、交通事故の防止を図るシステムをいいます。

また、スマートフォン等を活用し、Bluetooth 通信により信号機と連動させるものを高度化 PICS といいます。

④自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を行います。	福祉課

⑤【新規】パーキングパーミット制度の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
公共及び民間施設の障がい者用駐車スペースについて、利用者の適正利用を図るため、沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度(沖縄県版パーキングパーミット制度)の周知と利用証の交付を行います。	福祉課

⑥【新規】公共交通の利用促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自家用車を運転できない又は運転に不安がある障がいのある人の外出機会の創出を図るため、公共交通の利用促進について普及啓発を図ります。 また、町内の公共交通の活性化と公共交通空白地域の改善を図るため、地域のニーズに沿ったコミュニティバスの運行を行います。	企画財政課

⑦外出時の移動支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
移動支援事業により屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を行います。	福祉課

(2)住環境の整備推進**基本方針**

障がいのある人が地域で安心して暮らしていく上で、心身の負担が少ない快適な住環境を整えることが重要であり、在宅での自立生活を支援するために、住宅改修費や日常生活の自立を支援する用具の給付等を行います。また、町営住宅等における障がいのある人の住居確保に取り組みます。

【個別施策】**①障がいのある人の入居に配慮した町営住宅の確保推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町営住宅の空屋待ちの抽選において、障がいのある人を優遇申込者に含めての抽選を行います。	都市計画課

②住環境の改善に関する支援の推進 重点施策★

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の住まいができるだけ安全で快適に暮らせる場となるよう、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や居宅生活動作補助用具(住宅改修費)等の周知と利用促進を図り、障がいのある人やその家族のニーズに応じて事業の見直しを検討します。	福祉課

【指標】

指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の満足度(アンケート調査)	32.0%	-	-	-	-	-	前回調査より増加

③グループホームの整備促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業所連絡会等を通し、地域連携体制の構築を試みるほか、障害者相談支援事業において事業所への後方支援を行い、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図ります。また、日中サービス支援型共同生活援助 ¹⁶ については、地域の実情を踏まえ、運営の在り方や資源確保等について検討します。	福祉課

④住居入居等支援事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。	福祉課

¹⁶ 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人の重度化・高齢化に対応するための共同生活援助(グループホーム)であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

4. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

基本方針

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関が連携した避難支援を行います。また、社会福祉施設の安全確保、障がいのある人の防災訓練への参加、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成、福祉避難所の確保、個別避難計画の作成を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

【個別施策】

① 避難行動要支援者名簿を活用した関係機関者との連携推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、障害福祉サービス事業所及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難を支援します。そのためには、日頃から関係者の意識の共有化、連携体制の構築を図ります。	福祉課

② 社会福祉施設の安全確保の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町内の社会福祉施設に対して、入所者および利用者の災害時における適切な避難支援を実現するため、町の防災訓練への参加を積極的に呼びかけます。 また、北谷町地域防災計画に定められている要配慮者施設の中で、津波災害警戒区域または土砂災害警戒区域に位置する社会福祉施設に対しては、避難確保計画の作成を支援します。 さらに、町内障害福祉サービス事業所のBCP(事業継続計画)作成状況を把握し、地域防災計画の情報提供や研修会の開催等を通じた支援を行うことで、町全体として事業所運営を継続できる体制を構築します。	基地・安全対策課 福祉課

③ 避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
在宅の避難行動要支援者の災害時における避難等への不安や被害の軽減を図るために、要支援者やその家族が備えておくべき事項、周りからの支援について周知を図るとともに、防災訓練への要支援者の参加促進を図ります。	基地・安全対策課 福祉課

④防災に関する知識の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
北谷町地域防災計画に基づき、「防災週間 ¹⁷ 」や「防災とボランティア週間 ¹⁸ 」等における啓発活動等により、障がいのある人や支援者、社会福祉施設の管理者等への防災に関する知識の普及啓発を進めます。	基地・安全対策課

⑤【新規】自主防災組織の育成強化

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域の防災力を高めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実を図るため、自主防災組織における防災士の育成や防災訓練の実施、防災資機材等の整備等を支援します。	基地・安全対策課

⑥福祉避難所の確保推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。また、避難者受入のために必要となる物資等の確保に努めます。	基地・安全対策課 福祉課

⑦【新規】個別避難計画作成の促進 **重点施策★**

取り組み内容		担当課 (関係機関)					
避難行動要支援者に対して、一人一人の状況に合わせた個別避難行動計画作成の支援に取り組みます。また、障害福祉サービス事業所等が策定するBCP（事業継続計画）を活用し、個別避難行動計画の円滑な策定支援に努めます。		福祉課					
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
避難行動要支援者のうち障がいのある人の個別避難行動計画の作成済数	0件	－	－	270件	-	-	390件

¹⁷ 防災週間

「防災の日」(9月1日)を含む8月30日から9月5日までの期間を「防災週間」とし、災害に対する知識の普及や防災訓練等を行うとともに、地域や家庭の防災・減災対策の見直しを目的とした全国的な取り組みをいいます。

¹⁸ 防災とボランティア週間

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から大勢の災害ボランティアが被災地に駆けつけ、様々な支援活動が行われました。これをきっかけに災害時のボランティア活動の重要性が広く認識され、毎年1月17日が「防災とボランティアの日」、1月15日から1月21日までが「防災とボランティア週間」として制定されました。

⑧【新規】緊急時における迅速な対応支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の安全と安心の確保を図るため、緊急時の医療活動が迅速に行えるように、「ニライ救急カード」や「レスキューファイル」などの情報提供ツールの利用促進を図ります。	福祉課

⑨【新規】防災情報システム及び Web 防災マップ等の活用推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
防災情報システムを活用し、災害に関する情報を関係機関や避難行動要支援者などに対して、正確かつ迅速に共有します。また、円滑な避難行動を支援するために、Web防災マップや情報配信システム等の防災アプリの導入、屋外における誘導看板の新設等を検討します。	基地・安全対策課 福祉課

⑩障害の特性に応じた災害情報伝達の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。 また、耳や言葉が不自由な人の消防への緊急通報については、「Net119緊急通報システム」等の周知に努めます。 さらに、障害特性に応じたその他情報伝達の方法や仕組みづくり等について検討します。	福祉課 基地・安全対策課

(2)防犯対策の充実**基本方針**

事件・事故に障がいのある人が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がいのある人の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

【個別施策】**①防犯のための情報連携の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が犯罪や消費者被害に遭うことを防ぐために、関係機関・関係団体等との連携により、情報の共有化を図るとともに、被害防止の方法を含めた地域への情報発信を行います。	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課

②防犯意識啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が事件・事故に巻き込まれることがないように、地域活動支援センターやサービス事業者等に対し、利用者への犯罪被害・消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がいのある人の家族等への啓発を行います。	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課

③通報システムの普及推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、関係機関と連携し、「FAX110番」や「メール110番」、「110アプリシステム」などの通報システムの周知と活用の普及を図ります。	福祉課

④消費者被害に対する相談支援の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センターや警察等の関係機関と連携したトラブル解決を支援します。	福祉課 経済振興課

⑤【新規】犯罪や非行をした障がいのある人への地域生活支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
犯罪や非行をした障がいのある人の円滑な地域生活移行を図るため、沖縄県地域生活定着支援センター、司法、福祉、医療、保健等の関係機関と連携し、居場所の確保等必要な支援について取り組みます。	福祉課

基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実

1. 相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

基本方針

障がいのある人やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がいのある人のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。また、継続して専門職の配置や研修会等を開催するなどにより、相談支援の質的向上を図るとともに、障がいのある人の潜在的なニーズ把握に取り組みます。

【個別施策】

① 相談支援体制の充実 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
北谷町相談支援事業の受託者との定例会や個別ケース会議などを通して、相互連携を深めるとともに、相談支援の実施状況の把握及び支援内容の検証等を行なうことのできる体制づくりに取り組みます。また、地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターの設置について検討します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
基幹相談支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス利用者の増加に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適時把握し、必要に応じて事業所や関係機関と連携し、相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、指定一般相談支援事業者、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。	福祉課

③相談への啓発推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人や家族の潜在的なニーズを引き出し適切な相談支援につながるよう、町の広報紙やホームページ、リーフレット等により、相談することの大切さについて普及啓発と各種相談窓口の周知強化に取り組みます。	福祉課

④関係機関等との連携強化の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
相談内容に対応した適切な支援につながるよう、北谷町相談支援事業の実施にあたっては、地域包括支援センターや各地区担当保健師、民生委員・児童委員、地域福祉委員、社会福祉協議会の地区ワーカー、保育・教育等の関係機関等との連携体制を強化します。	福祉課

⑤相談支援の質的向上の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
相談支援の専門性等を高めるために、相談支援に関わる関係者の研修会への参加促進や勉強会等の機会を拡げます。	福祉課

⑥北谷町地域自立支援推進協議会の活性化推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
北谷町地域自立支援推進協議会においては、地域における障がいのある人及びその家族への適切な支援や、支援体制の課題を情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行ないます。 また、個別会議や部会で把握された事例及び地域の課題等について、協議会に定期的に報告することなどにより、協議会の活性化を進めます。 さらに、町の実情を踏まえて、必要な部会を立上げ、関連する分野の関係者で情報や課題等の共有及び支援方策等について協議を行います。	福祉課

⑦【新規】包括的・重層的支援体制の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障害福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的支援体制 ¹⁹ や重層的支援体制 ²⁰ の構築を推進します。	福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 学校教育課 社会教育課

¹⁹ 包括的支援体制

一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡みあっている場合が多く、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的にかかわって対応する体制をいいます。

²⁰ 重層的支援体制

対象者の属性にとらわれない施策展開や多機関協働により、制度の隙間のニーズに対応する体制をいいます。

2. 障害福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービスの充実

基本方針

障がいのある人が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービスが適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。さらに、将来を見据えた拠点等の整備に取り組みます。

【個別施策】

① 訪問系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活を営むのに支障のある障がいのある人の在宅生活を支援するために、障がいのある人のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。	福祉課

② 日中活動系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障害者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。 また、同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスが受けられるよう、共生型サービスの参入を推進します。	福祉課

③居住系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がいのある人のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して確保を進めます。 また、障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などの、地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、適切な確保に努めます。	福祉課

④サービスの質的向上の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
良質なサービス提供を行うために、利用者及びその家族の生活に対する意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への助言等を行います。 また、沖縄県自立支援協議会と連携し、事業所職員のスキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。	福祉課

⑤【新規】集団指導及び運営指導の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上を図るため、中部広域市町村圏事務組合²¹と連携し、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び運営指導を適切に実施します。また、運営指導における指摘事項や人員配置などの事前周知を目的とした巡回指導の実施を支援します。	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)

⑥補装具費の支給推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
身体障がいのある人やこどもの失われた身体機能を補完・代替し、身体障がいのある人の就労その他日常生活の能率の向上、及び身体障がいのあるこどもの将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、サービスの周知と適切な利用を支援します。	福祉課

²¹ 中部広域市町村圏事務組合

中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の9市町村で構成される地方自治法第284条に基づく一部事務組合です。令和3年度(2021年度)から、北谷町にかかる集団指導及び運営指導の事務を、中部広域市町村圏事務組合が共同処理しています。

⑦地域生活支援拠点等の機能強化

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、重度障がいのある人や強度行動障がいのある人等の支援ニーズの把握に努め、北谷町自立支援推進協議会等を活用しながら、地域生活支援拠点等の評価・検証・整備を行います。	福祉課

⑧【新規】障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
障がいのある人や障がいのあるこどもが、住み慣れた地域でより良い生活を送れるように、北谷町内の障害福祉サービス事業所等の運営実態を把握及び分析し、事業所等の定着や参入を促進するための運営効率化や人材確保の支援を検討します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
北谷町内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所数	53事業所	-	-	-	-	-	現在より増加

3. 障がい児支援の充実

(1) 障がい児支援の充実

基本方針

障がいのあるこどもの健やかな育成のための発達支援を図るために、地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障がいのあるこどもやその家族に対し、障害の特性を理解する勉強会や保護者同士の悩みを共有する交流会の機会を創出するとともに、外国にルーツを持つ障がいのあるこども等への支援について検討するなど、障がい児支援体制の充実を図ります。

【個別施策】

① 障害児通所支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

② サービスの質的向上の促進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
良質なサービス提供を行うために、利用者及びその家族の生活に対する意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への助言等を行います。 また、沖縄県自立支援協議会と連携し、事業所職員のスキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。	福祉課

③【新規】集団指導及び運営指導の促進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上を図るため、中部広域市町村圏事務組合と連携し、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び運営指導を適切に実施します。また、運営指導における指摘事項や人員配置などの事前周知を目的とした巡回指導の実施を支援します。	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)

④児童発達支援センターの整備推進 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、北谷町地域自立支援推進協議会等を活用し、庁内関係部署と連携の上、整備を推進します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
児童発達支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑤主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保

取り組み内容	担当課 (関係機関)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、近隣市町村と連携し、ニーズに応じた圏域内の確保に努めます。	福祉課

⑥「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑦【新規】親子交流機会の創出支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもの保護者が集まり、互いの悩みを共有することや、情報交換等ができるよう、地域の関係機関・団体等と連携して家族会の活動を把握し、活動の周知や加入促進を支援します。また、基幹相談支援センターと連携し、保護者が相談しやすい相談支援の充実を図ります。	福祉課

⑧【新規】家族のスキル向上支援事業

取り組み内容	担当課 (関係機関)
保護者が障がいのあるこどもの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム ²² 等の実施について、また、この実施に合わせて支援ニーズの高い世帯の把握を行い、家族への相談支援を行います。関係機関と連携・協働して実施します。	福祉課 子ども家庭課 学校教育課

⑨【新規】ピアサポート²³事業の支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもをもつ保護者同士や兄弟同士、本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援について検討します。	福祉課

⑩【新規】ペアレントメンター²⁴養成等事業

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもの子育てを経験した保護者に対して、ペアレントメンターの養成に必要な研修の実施や情報提供を行います。また、同じようなこどもを持つ保護者に対して、ペアレントメンターによる子育て相談や地域資源についての情報提供等の実施を検討します。	福祉課

²² ペアレントプログラム

ペアレントプログラムとは、発達障がいのあるこどもの親がこどもの観察方法を身につけるための研修のことを言います。また、ペアレントプログラムの次のステップとして、ペアレントトレーニング(主にこどもへの対応方法を身につけるための研修)があります。

²³ ピアサポート

ピア(peer)とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉で、「仲間」や「同輩」などと訳されます。障がい者施策におけるピアサポート(peer support)とは、「障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること」を意味します。

²⁴ ペアレントメンター

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレントメンターは、同じような発達障がいのあるこどもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

⑪【新規】医療的ケア児支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(2)特別支援保育の充実**基本方針**

特別な支援を必要とするこどもが集団生活を通じて、発育・発達の向上が図られるよう、加配保育士を配置するほか、障害や発達に関する専門員等との連携などにより、保育士のスキル向上や相談支援体制の充実を図り、地域で安心して保育が受けられる環境づくりを目指します。

【個別施策】**①特別支援保育の充実**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもに適切な支援を行うため、加配保育士を確保し、こども一人ひとりに応じた適切な支援となるように、職員間の理解共有を図ります。 また、保育士の知識とスキル向上のための研修を充実し、専門職や特別支援保育の経験がある保育士等による巡回指導を行います。 さらに、町の臨床心理士との連携を通じて、保育所の保護者や保育士からの相談等に応じながら、こどもの健やかな成長を支援します。	子ども家庭課

②障害児通所支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

③【新規】保育施設での受入体制の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
関係機関との連携を推進し、医療的ケアが必要なこども等が、地域の保育施設に通園できる体制を整備します。	子ども家庭課

④【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(3)教育支援等の充実**基本方針**

特別な支援を必要とするこどもについて、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うための環境づくり等を推進します。また、放課後における健全育成の場の拡充を進めます。

【個別施策】**①幼児教育の連携強化**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどものライフステージの変化に応じて、早期に途切れない支援が提供できるよう、保育所や幼稚園、認定子ども園、小学校において巡回相談や心理検査等を行うほか、小学校就学前には保幼小合同連絡会議を活用し、関係部局等の横断的な支援体制の構築を図ります。また、認可外保育施設や家庭保育のこどもの情報についても、事前に把握できるよう、認可外保育施設や保健・福祉分野の関係者との連携強化にも取り組みます。	学校教育課 子ども家庭課 福祉課

②「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

③就学支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもの就学にあたっては、校内就学支援委員会やケース会議の開催及び就学支援委員会を開催し、保護者との相互理解と信頼関係を深め、教育的ニーズに適した教育の場を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援(進路支援)を行います。 就学支援委員会では、より適切な教育支援となるよう医師や保健師、臨床心理士等の専門職の参加を図ります。また、就学以降の支援の充実を図るために、発達にも精通した臨床心理士等を就学支援委員会に配置します。	学校教育課

④特別支援教育の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
すべてのこどもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム構築を推進するため、校内の就学指導委員会を設置し、個別の支援計画や指導計画を立てることで、特別な支援を必要とするこどもに、教育的なニーズに応じた支援を提供します。 また、特別支援教育コーディネーターを指名し、学校内外の関係者と連携を取りながら適切な支援につなげます。 さらに、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置を通じて、こども一人ひとりに適した教育が効果的に行われるよう支援します。 そのほか、外部の専門家等による学校関係者や保護者への巡回相談の実施、必要に応じた医療的ケアの環境整備の検討など、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

⑤学校関係者の知識と技能の向上

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の知識と技能の向上を図るために、必要な研修会等を開催します。また、そのほかの教職員に対する研修体制の構築に取り組みます。	学校教育課

⑥障害への理解を深める教育の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ環境を推進するため、通常学級と特別支援学級との交流活動を行い、こどもが障害を理解し考える力を養います。また、特別支援学校と町立小中学校との交流などを通じて、インクルーシブ教育システム構築や相互理解の促進に取り組みます。	学校教育課

⑦学校等施設の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもが安心して充実した幼稚園生活・学校生活を送れるよう、今後も、必要に応じて町立の幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。	教育総務課 学校教育課

⑧放課後子ども教室の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害の有無に関わりなく全てのこどもを対象とした、放課後子ども教室を実施します。	社会教育課

⑨障害児通所支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑩放課後児童クラブの推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町が運営する放課後児童クラブにおいて、特別な支援を必要とするこどもの受け入れを推進し、こどもの健全な育成を支援します。 また、民間の放課後児童クラブについては、特別な支援を必要とするこどもを受け入れることへの理解と体制づくりを促すとともに、個々の放課後児童クラブの実情に配慮しながら、受入れが可能な施設の拡充に取り組みます。 さらに、放課後児童支援員や補助員に対して、資質向上研修や巡回相談支援を行うことで、育成支援の質の向上を図ります。	子ども家庭課

⑪【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

4. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援

基本方針

乳幼児の健やかな発育・発達を支援するために、妊婦への保健指導等を行うとともに、未熟児訪問指導や乳幼児の事故防止に取り組みます。また、乳幼児健康診査において、乳幼児の疾病や発育・発達の遅れを早期に発見し、関係機関と連携した早期の治療・療育により、障害の予防や軽減に向けた取り組みの充実を図ります。

【個別施策】

① 妊婦の健康づくり推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
安心・安全な出産が迎えられるよう、引き続き全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、母体の健康管理について必要な相談・助言・指導等を行います。また、支援の必要な妊婦については、継続した支援を行います。	保健衛生課

② 未熟児訪問指導の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
未熟児について、疾病や障害等の早期発見に努めるとともに、発育発達、栄養、生活環境等について必要な支援等を行うために、保健師等による未熟児訪問指導を行います。	保健衛生課

③ 乳幼児の事故防止の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児の誤飲や風呂場での溺水などの事故防止について、育児学級などで保護者への注意喚起や応急手当の知識の普及に取り組みます。	子ども家庭課 保健衛生課

④ 乳幼児健康診査の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児の心身の状態や生活実態等を把握し、乳幼児の健康の維持・向上のために必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、電話や家庭訪問等による受診勧奨及び保育施設と連携した受診勧奨を行います。	保健衛生課

⑤乳幼児健康診査後の支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児健康診査において発育・発達、栄養、子育て状況、生活習慣等の所見があり、事後支援が必要とされるケースについては、保健師による経過観察、保健指導及び相談支援、臨床心理士による発達相談や発達検査等により、児童及び保護者への継続した支援を行います。また、必要に応じて医療機関、保育施設等の関係機関と連携し適切な支援につなげます。	保健衛生課 子ども家庭課

⑥乳幼児健康診査の事後教室の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児健康診査等で把握された、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者に対して、乳幼児の発達状況と支援内容の共有を図り、健やかな育ちを促すために、健診事後教室を実施します。また、関係機関と連携を取りながら、実施体制の維持・向上に取り組みます。	子ども家庭課 保健衛生課

⑦育ちの支援センターの活動推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
育ちの支援センターいっぽにおいて、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、乳幼児の心身の発達を促すための療育グループ支援（親子参加型保育）を実施します。 また、保育士や臨床心理士による発達・育児相談、発達や子育ての情報提供、保護者同士の交流支援、発達に関わる関係職種の研修等を実施します。 なお、療育グループ支援については、関係機関等と連携し受け入れ人数の拡大について検討します。	子ども家庭課

⑧発達支援の情報連携の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもについて、発達支援に係る課題や情報の共有化を図るとともに、今後の方向性や必要な体制づくりについて協議を行うために担当者会議等を開催し、関係課との情報連携を推進します。また、必要に応じて療育等関係者の参加を図ります。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑨「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある子どもや発達支援を必要とする子どもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(2)障害の原因となる疾病の予防等の推進**基本方針**

感染症や生活習慣病による障害を未然に防ぐため、予防接種率の向上やこどもにかかる医療費の助成、特定健康診査の受診率向上を図ります。また、住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障害の早期発見・重症化予防に取り組めます。

【個別施策】**①予防接種率の向上**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
予防接種の重要性について啓発を強めるとともに、保育所、幼稚園等と連携した接種勧奨を行うなど接種率の向上に取り組めます。 就学時健診で引き続き予防接種の確認を行い、未接種のこどもについては接種勧奨を行います。	保健衛生課 学校教育課

②【新規】子ども医療費助成事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、0歳から18歳(高校生世代)までのこどもについて、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	保健衛生課

③特定健康診査受診率向上対策の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特定健康診査の受診率の向上を図るために、未受診者への個別アプローチに力を入れるほか、ポスター・チラシ等による広報啓発、自治会等への協力依頼、町内医療機関への協力依頼、休日健診や個別健診等を行います。	保健衛生課

④特定保健指導の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特定健康診査の結果に基づき保健師、管理栄養士等が対象者個々の状況に応じた保健指導を行なうほか、二次健診、栄養教室、個別運動指導事業への参加を促します。また、受診率向上対策とあわせて、特定保健指導の受け入れについても理解が進むよう、地域や関係機関等との連携を図ります。	保健衛生課

⑤生活習慣病重症化予防の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
生活習慣病リスクが高い人に対し、個人の状況に応じた保健指導や二次健診、栄養教室などの健康支援を行い、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病重症化予防のため、医療機関との連携強化に努めます。また、全ての町民が健康づくりを実践できるよう、健康づくり事業や啓発活動に力を入れます。	保健衛生課

⑥こころの健康づくり

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身の健康保持において不可欠な睡眠や休養の確保の大切さ等について、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、心の悩みや不調を抱えている人が早期に必要な相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知を図ります。	保健衛生課

(3)精神保健福祉の推進**基本方針**

精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人への早期の適切な支援につながるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに基づく関係機関等との連携を推進し、相談支援の充実や地域生活の支援、精神疾患等に対する正しい知識の普及や相談窓口の周知を行います。

【個別施策】**①【新規】精神障害にも対応した地域包括ケアシステム²⁵の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・保健・福祉関係者による「精神障害者の医療・保健・福祉連携会議」を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに基づいた関係機関等との連携を推進します。また、当事者団体や自助グループ、家族会等との連携を図り、実態把握に努めます。	福祉課 保健衛生課

②精神障害に対応した相談支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障害に対応した相談支援の充実を図るため、相談窓口の周知強化や相談員の資質向上等に取り組み、精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人の早期の医療受診や地域生活における自立を支援します。	福祉課 保健衛生課

③社会参加・社会復帰等の支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障害等により孤立感を抱えひきこもっている人について、本人のニーズに合わせて、生活リズムの改善や社会参加・社会復帰等につながるよう、医療機関の精神デイケアやナイトケア、地域活動支援センター、就労継続支援事業所等の活動・訓練の場の紹介と利用促進を図ります。また、活動の場を提供する主体と連携し、利用者の様子を確認しながら必要な相談支援等を行います。	福祉課

²⁵ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのことを指します。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、「にも包括」という略称で呼ばれることもあります。

④医療機関から地域生活への移行支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行においては、「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」等を活用し、医療、保健、福祉等における多職種が連携した、地域生活支援体制を構築し安心して地域で暮らせる環境づくりを目指します。	福祉課

⑤地域相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、指定一般相談支援事業者、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。	福祉課

⑥こころの健康づくり(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身の健康保持において不可欠な睡眠や休養の確保の大切さ等について、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、心の悩みや不調を抱えている人が早期に必要な相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知を図ります。	保健衛生課

⑦自殺対策²⁶の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
うつ病や依存症などの自殺と関連が強いとされる精神疾患等について、住民の理解を深め、誤った認識や偏見をなくすために、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。また、総合精神保健福祉センター等と連携し、自死遺族の回復を支援します。	保健衛生課 福祉課

²⁶ 自死・自殺の表現について

国が定めた「自殺総合対策大綱」では、「自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセス」として捉えています。一方で、自殺総合対策推進センターが作成した「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」では、「自殺という文字には犯罪を想起させるものがあり、偏見や差別を助長するとして、遺族を中心に「自死」に言い換えて欲しいという声があります。遺族や遺児に関する表現については、「自殺」という行為自体が焦点となっているわけではないので「自死遺族」「自死遺児」が適切と思われる。」と示されています。以上を踏まえ、本計画においても、行為を表現する場合には「自殺」、遺族や遺児に関する表現については「自死」と表現しています。

(4)医療費等経済的支援の推進**基本方針**

障がいのある人の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費等にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、障害による特別な経済的負担を軽減するために手当の支給手続きを行います。

【個別施策】**①自立支援医療の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るため、制度の周知と適切な利用を支援します。	福祉課

②手当の支給推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助とするための特別障害者手当、障害児福祉手当の制度周知を図ります。	福祉課

③重度心身障害者(児)医療費助成の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身に重度の障害を持つ人の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。また、医療費支払いの負担軽減を図るために、県の動きに合わせて、現物給付の導入を検討します。	福祉課

④【新規】子ども医療費助成事業の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、0歳から18歳(高校生世代)までのこどもについて、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	保健衛生課

⑤日常生活用具給付事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の給付を行います。	福祉課

⑥【新規】指定ごみ袋給付事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
紙おむつ等を日常的に使用する障がいのある人の世帯に対し、経済的負担の軽減を図るために、指定ごみ袋を給付します。	保健衛生課

基本目標3 自分らしく活躍できる社会参加の促進

1. 雇用・就労の推進

(1)雇用の推進

基本方針

北谷町及び北谷町教育委員会における障がいのある人を対象とした職員採用を実施し、法定雇用率の維持・向上に努めるとともに、障害者活躍推進計画の取り組みを行います。また、事業者への障がい者差別解消の普及啓発に取り組みます。

【個別施策】

①町行政職の障害者法定雇用の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町及び町教育委員会で障がいのある人を対象とした職員採用を行い、法定雇用率 ²⁷ の維持・向上に取り組みます。また、障がいのある職員が働きやすいよう、その能力と適正に応じた業務分担と環境整備に努めます。	総務課 教育総務課

②事業者への差別解消の普及啓発(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者(企業や店舗、福祉事業者など)における障害を理由とする差別の解消について、国から示された「対応指針」「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」等に基づき、普及啓発に取り組みます。	福祉課 経済振興課

²⁷ 法定雇用率

障がいのある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会実現の理念の下、すべての事業主に対し一定割合以上の障がい者の雇用を義務付けるものです。令和6年4月1日から令和8年6月30日における法定雇用率は、民間企業：2.5%、国・地方公共団体：2.8%、教育委員会：2.7%です。令和8年7月1日以降の法定雇用率は、民間企業：2.7%、国・地方公共団体：3.0%、教育委員会：2.9%となります。

(2)就労支援の推進**基本方針**

障がいのある人が働くことを通して経済的な自立を促し、生きがいを持ち社会参加につながるよう、一般就労への移行促進と就労定着のための支援を行います。また、一般就労が困難な障がいのある人について福祉的就労の場の確保を進めるとともに、障害者就労施設等から物品等との優先調達を推進します。

【個別施策】**①一般就労移行・定着促進 重点施策★**

取り組み内容		担当課 (関係機関)					
就労支援サービスから一般就労への移行を促進するため、就労支援サービス事業所や関係機関との連携により、企業に対する施設外就労(実習)の情報提供や受け入れ促進に取り組みます。 また、職場定着率の向上を図るために、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、必要に応じて「就労定着支援」を提供し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行います。 さらに、町商工会や町内事業所等と連携し、企業における障害についての理解促進と障がい者雇用に関する啓発活動を行います。		福祉課 経済振興課					
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
町商工会等と連携したインターンシップを実施した障害福祉サービス事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	2事業所	3事業所	4事業所

②就労継続支援の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
一般就労が困難な障がいのある人の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図るとともに、ニーズに応じた就労継続支援事業所の確保に取り組みます。	福祉課

③障害者優先調達推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
「北谷町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、町のホームページ等で公表します。 地域においても、障害者就労支援施設等から物品等の優先調達が図られるよう、町内障害者就労支援施設等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組めます。	福祉課

2. 社会参加の推進

(1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進

基本方針

障がいのある人の交流・スポーツ・学習活動等様々な活動への参加は、生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がいのある人の社会参加の促進と地域の障がいのある人に対する理解と認識を深めることから、そうした活動への支援及び地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めます。

【個別施策】

① スポーツ活動支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、必要に応じて、参加のための支援を関係機関や事業所等と連携して進めます。また、世代に応じたスポーツ活動支援の在り方について検討します。	社会教育課 福祉課

② 学習・文化・芸術活動等支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域活動支援センター利用者や障害福祉サービス指定事業所利用者等の芸術活動及び作品出展について、必要な支援に努めます。また、ちやたんニライセンター等における講座開催の情報を町のホームページ等により広く周知を図り、障がいのある人の参加にあたっては必要な配慮に努めます。	福祉課 生涯学習プラザ

③ 図書館利用の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の町立図書館利用を促進するため、読書支援機器等(デージー再生機、拡大読書器、リーディングトラッカー等)の提供を行い、ニーズを踏まえた上で、大活字本やLLブック ²⁸ 、デージー図書 ²⁹ 、点字図書等の収集に努めます。また、障がいのある人が利用しやすい読書環境の整備を推進します。	町立図書館

²⁸ LL ブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム(絵文字)や写真・図を使って理解を助けます。

²⁹ デージー図書

デージー(DAISY)は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。

④【新規】障がい者関係団体の活動支援(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
当事者団体や自助グループ、家族会などの障がい者関係団体を通じた支え合いや地域との関わりが、障がいのある人の自立やその家族の支援に大切であることから、障がい者関係団体の活動周知や支援者との連携を支援します。また、活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動支援に努めます。	福祉課

⑤行事等への参加支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
行事等開催の場における障がいのある人の受け入れについて、バリアフリーやわかりやすい案内表示の設置等物理的な配慮のほか、他の参加者への理解啓発、支援ボランティアの確保等の配慮について、行事等を開催する関係者への理解促進に取り組みます。	福祉課

3. 生活支援の推進

(1) その他生活支援の推進

基本方針

障がいのある人やその家族の希望する生活の実現に向けて、地域生活支援事業や町の福祉サービスの提供による自立生活の支援に取り組みます。

【個別施策】

① 日中一時支援事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者のある人の日中における活動の場を提供します。また、ニーズに基づく量的確保に努めるため、報酬単価の見直しを検討します。	福祉課

② 地域活動支援センター運営の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
創作活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を行います。 また、新規利用者の増を図るとともに、利用者一人ひとりの特性等に応じた支援を行い、必要に応じて就労や福祉サービスにつなげるなど、自立を促します。	福祉課

③ 社会適応支援事業の実施

取り組み内容	担当課 (関係機関)
社会生活に困難のある障がいのある人の社会生活への適応性を高めるため、ニーズに応じてガイドヘルパーの派遣を行います。	福祉課

④ 生活サポート事業の継続検討

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業の効果や必要性の面から、事業継続について検討します。	福祉課

⑤緊急通報システム事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
ひとり暮らしの重度身体障がいのある人が安心して暮らせるよう、緊急時に迅速に対応できる緊急通報システム事業を行います。	福祉課

⑥福祉電話設置事業の継続検討

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業の効果や必要性の面から、事業継続について検討します。	福祉課